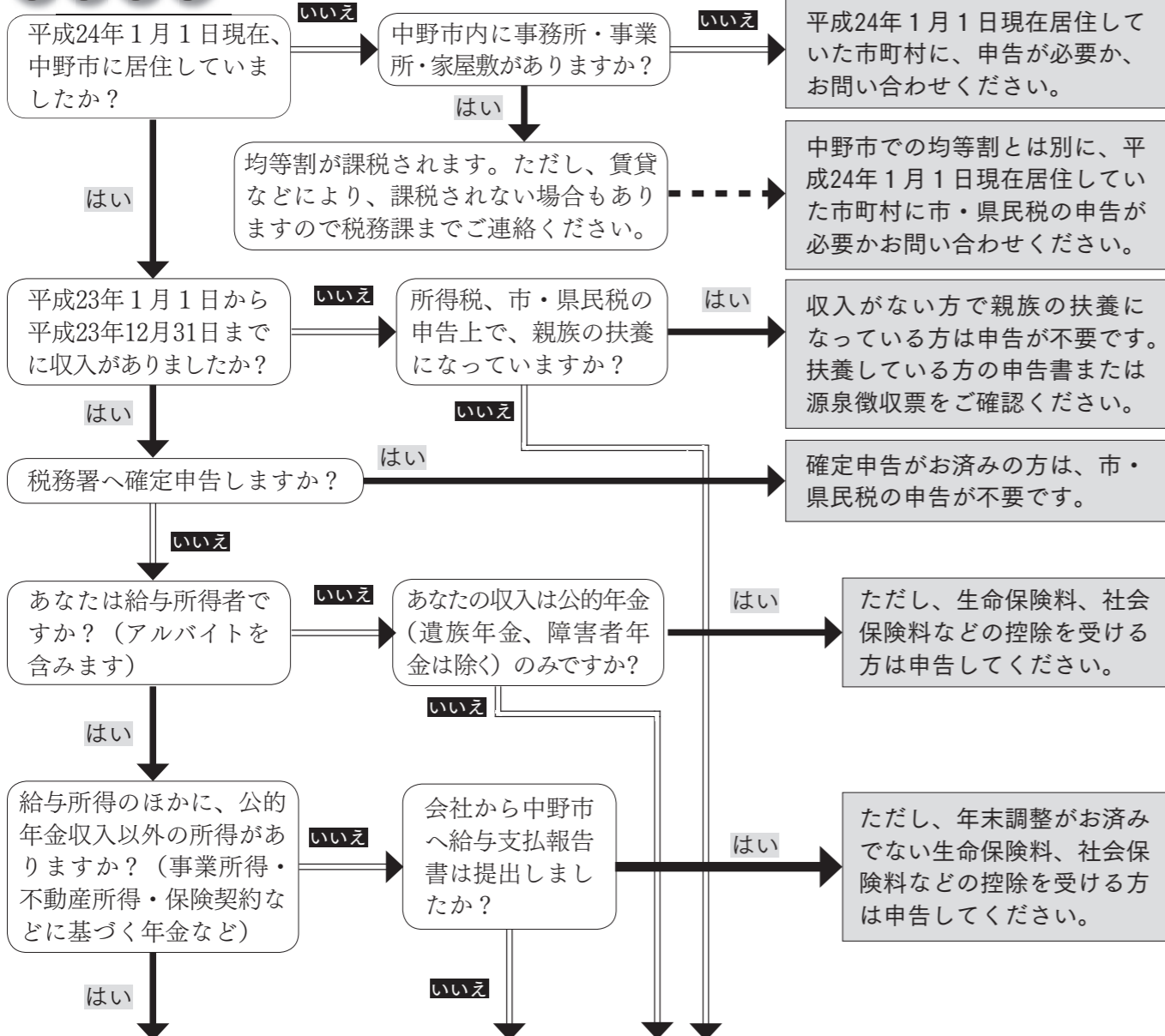


市・県民税の申告書は、前年の申告状況および平成23年中に会社を退職された方などにお送りしています。申告書が送られてこない場合でも、下の図の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまる方は、市役所税務課へお問い合わせください。



スタート



市・県民税の申告が必要です

年金所得者の確定申告不要制度が創設されました
公的年金の収入のある方で次の要件に該当する方は、所得税の確定申告が不要になります。

- 公的年金の収入のみの場合
公的年金の収入が400万円以下の方
- 公的年金の収入とその他の所得がある場合
公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方

※ご注意ください

- その他の所得が20万円以下で、確定申告が不要な方でも、市・県民税の申告は必要です。
- 確定申告が不要な方でも、医療費控除などで所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。

税の申告は正しくお早めに

～受け付けは2月16日から3月15日まで～

市・県民税と所得税の申告が始まります。申告は正しく早めに済ませましょう。申告についてご不明な点は、申告相談会場でお尋ねください。

市・県民税

市・県民税の申告は市役所へ

左ページの図を参考に、市・県民税の申告が必要な方は、2月16日(木)から3月15日(木)までの間に、申告をお願いします。

市・県民税の申告は、課税の基礎資料のためではありません。

所得証明あるいは課税証明などの証明書の発行や、国民健康保険税、保育料の算定および年金・各種手当などの基礎資料にもなりますので、必ず期限内に申告してください。

申告相談に必要な物

- 申告書と印鑑
- 所得が分かるもの
(源泉徴収票、営業・農業・不動産など事業所得の収支内訳書など)
- 医療費の領収書、生命保険料などの証明書など確認できるもの
(国民年金保険料に関する社会保険料控除を受ける場合は、国民年金保険料の支払いしたことを証明する書類が必要になります)

申告相談を受けられる方へのお願い

- (1) 必要と思われる書類は、全てお持ちください。
- (2) 配偶者、扶養控除を受ける場合は、ご家族の所得の内容、金額なども分かるようにしてください。
- (3) 収支内訳書、医療費の支払総額などは、事前に計算を済ませてから会場へお出掛けください。

所得税

確定申告はお早めに

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。

2月16日(木)から3月15日(木)までの間に、信濃中野税務署へ申告してください。

申告期間の終了間近になると大変混雑しますので、申告の手続きを早めに済ませていただくようお願いいたします。

問い合わせ先
信濃中野税務署 (☎022) 31511

◆申告相談日程 受付時間 午前8時～午後3時 (申告相談の開始は午前9時から)

期日	2月									3月											
	16	17	20	21	22	23	24	27	28	29	1	2	5	6	7	8	9	12	13	14	15
	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木
対象地区	中野会場 還付申告	中野会場 還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	
	豊田会場 上今井	豊田会場 上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	*中野会場は、市民会館41号会議室(2階)、豊田会場は、豊田支所大会議室(2階)で行います。 *2月28日(火)以降は、中野会場のみとなります。												

※2月16日、17日、3月2日の「還付申告」日は、給与・年金所得の所得税の還付を受ける方(市内全地区)を対象とします。なお、対象地区の指定日に来られない方も相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区の指定日にご来場ください。